

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

周防大島町は、山口県内では最大の生産地でありブランド化されている「大島みかん」をはじめとした農業と海に囲まれた島の豊富な水産資源から栄えた漁業の1次産業が中心であった。しかし、高度経済成長期以降、国際的な分業体制が進んだ結果、高コストのみかん栽培の衰退と後継者不足により、1次産業全体で減少が続き、1万人近くいた就業人口は千5百人を切るまでに減少している。そんな中でも、相対的に3次産業の就業化は高まっている。本町の人口は、昭和35年には、49,739人であったが、令和2年の国勢調査では14,798人となっており、減少の一途をたどっている。また、本町の世帯数も減少し、核家族化や一人暮らしの高齢者が増加している。

現在、町内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、周防大島町が更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

周防大島町の産業は、農林水産業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が周防大島町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

周防大島町内で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

周防大島町の産業は、農林水産業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が周防大島町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①町税を滞納していないこと。

②人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

③公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。